

# 技能労働者の技能の「見える化」システム

## 基本計画書

平成26年3月

国土交通省 土地・建設産業局  
建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

## － 目次 －

<b>0. 基本計画の位置付け</b>	<b>p. 1</b>
0. 1. システムの開発手順	
0. 2. システム基本計画に明示する事項	
0. 3. システム基本計画の展開	
<b>1. 業務・システムの概要</b>	<b>p. 3</b>
1. 1. 背景	
1. 2. 基本理念	
1. 3. 基本方針	
1. 4. システムで取り扱う情報	
1. 5. システムに実現すべき機能及び期待される効果	
<b>2. 対象情報</b>	<b>p. 6</b>
2. 1. 技能労働者の工事履歴	
2. 2. 技能労働者の保有資格	
2. 3. 技能労働者の研修受講履歴	
2. 4. 技能労働者の各種社会保険加入状況	
2. 5. マスタ情報	
<b>3. 業務内容</b>	<b>p. 9</b>
3. 1. システムで必要とする情報の蓄積	
3. 1. 1. マスタ情報の登録	
3. 1. 2. 技能者情報の登録	
3. 1. 3. 事業者情報の登録	
3. 1. 4. 現場情報の登録	
3. 1. 5. 契約情報の登録	
3. 1. 6. 実績情報	
3. 2. システムに登録された情報の管理	
3. 2. 1. IDの管理	
3. 2. 2. マスタ情報IDの一意性の確保	
3. 3. システムで蓄積した情報の利用	
3. 3. 1. 技能者本人への情報提供	
3. 3. 2. 事業者への情報提供	
3. 3. 3. 国土交通省(発注者及び第三者)への情報提供	
3. 3. 4. 共通的な事務処理の支援	
3. 3. 5. 技能労働者の検索	
3. 4. データの標準化	
3. 5. 情報システムの安全性、信頼性の確保及び個人情報の保護	
<b>4. 工程表</b>	<b>p.15</b>
4. 1. 開発スケジュール	
4. 2. 開発・運用について	
<b>5. その他</b>	<b>p.16</b>
5. 1. システム開発方式	
5. 2. 関係者の関与について	
5. 2. 1. 運営主体	
5. 2. 2. コスト負担	
5. 2. 3. 制度的サポート	
5. 3. ソースコードの公開	

## 0. 基本計画の位置付け

### 0. 1. システムの開発手順

システム構築手順は、主に以下に示すフローに従って進められることが一般的である。本基本計画は、このうち「②基本計画」に該当し、システム構築の目的やスケジュール等を記載するものである。

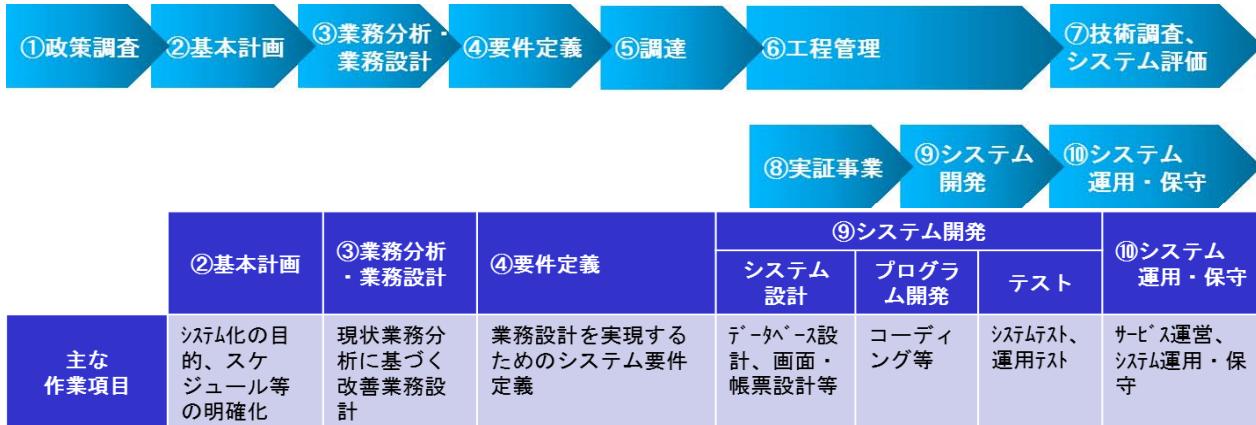


図1 システムの開発手順

また、基本計画は、以下の図(図はシステム開発手順の例示であり、開発には手戻の発生が想定される)の「システム化計画」に該当し、事業全体に関する記述を行うものである。運用手順等を含む業務に関しては、次フェーズの「要件定義」で検討を行うこととしている。

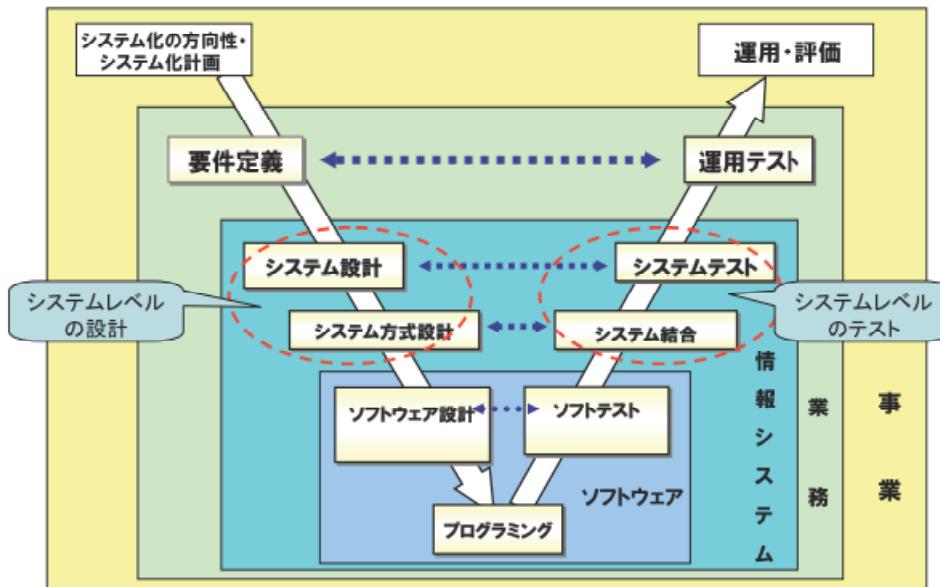


図2 システムの開発手順とスコープの関係

出典:「情報システム・モデル取引・契約書」(経済産業省商務情報政策局情報処理振興課)

### 0. 2. システム基本計画に明示する事項

基本計画では、主に次の事項について記述している。

- 対象とする業務・システムの背景、基本理念、基本方針
- 対象とする業務・システムで取り扱う情報、機能の概要
- 工程表

### 0. 3. システム基本計画の展開

本基本計画に引き続き、運用手順等を含む業務に関する検討は、「図1 システムの開発手順」に示すとおり、次フェーズの「③業務分析・業務設計」で行う。これを基に「④要件定義」において、情報システムの構築に向けた要件定義書を作成する計画である。

## **1. 業務・システムの概要**

---

将来にわたり建設産業の担い手を確保していく上で、技能労働者が適正な評価と待遇を受けられる環境の整備が求められている。このための手段の一つとして、本事業では、“建設技能労働者の技能の「見える化」”を実現するシステムの構築を目指すものである。

### **1. 1. 背景**

建設技能労働者は様々な工事現場での施工に従事し、その施工力に係る経験や資格は、現場や会社ごとに自ら申告することで、評価・管理されている。このため、技能者にとっては技能を磨いてもそれが適切に評価されず報われにくいとともに、建設企業(以下、事業者という)にとっても技能者の能力は既存の取引先からの紹介や評判等に頼らざるを得ず、適切に把握することが難しい状況となっている。

将来にわたり建設産業の担い手を確保するためには、技能者が一人一人の実力に見合った評価と待遇を受け、社会保険等の最低限の福利厚生は必ず受けられるような環境となることが必要である。

今日においては、IT技術を活用し、技能者が保有する施工力等に関する情報を蓄積・活用する仕組みを構築することは技術的に十分可能となっていることから、新たに“建設技能労働者の技能の「見える化」システム”を構築し、建設業界において関係者の理解と協力を得ながらこのシステムを浸透、活用することによって、技能労働者を巡る環境の改善等を目指す。

### **1. 2. 基本理念**

1. 1. で述べたように、建設技能労働者は身につけた技能が適切に評価されず報われにくい環境となっており、一方で、事業者にとっても雇用しようとする技能者の能力評価を他事業者や紹介元からの評判等に頼らざるを得ない状況となっている。

建設技能労働者の技能の「見える化」により、これらに対応するため、以下の三項目を基本理念とする。

- ① 建設技能労働者が一人一人の技能に見合った適正な評価と待遇を受け、多様な業種で目標を持って自己研鑽すれば報われ将来展望も持てるような魅力ある就労環境づくりを進める。
- ② 建設技能労働者の効率的な活用を図ることで労働市場の合理化を図る。
- ③ 社会保険未加入対策を進める上で必要となる保険加入状況の確認の合理化・簡便化に資する。

### **1. 3. 基本方針**

基本理念実現のために、“建設技能労働者の技能の「見える化」システム”を以下の点に留意した上で業界横断的な仕組みとして関係者の受け持つ役割を明確にして構築する。

- ① 本システムの利用により、これを利用する建設工事業者並びに建設技能労働者に対して、技能労働者情報の管理業務における、既存民間サービスと重複しない新規サービスを「新たな利便性」として提供すること。
- ② 本システムに蓄積される建設技能労働者の技能に関する情報については、その内容の真 correctnessを確保する。真正性を確保することが困難な情報についても、利用者が当該情報の内容を無条件に信用したとしても不利益を生じないよう対策をとる。
- ③ 本システムに蓄積される建設技能労働者の技能に関する情報を業界内で組織横断的に利

用できること。

- ④ 個人情報を適切に保護すること。技能者本人が希望しない情報提供、業務利用は原則として行わないこととする。
- ⑤ 登録情報に変更・追加等があるごとにデータの入力・更新が着実に行われること。将来的にはそれぞれの一次情報を管理する複数DBシステム間の連携の確立を目指す。
- ⑥ 利用者メリットに見合ったシステム利用コスト及びシステム構築・運用コストとすること。

#### 1. 4. システムで取り扱う情報

基本理念の実現のため、本システムでは、建設業法規制対象外の工事を含む全ての建設工事における従事履歴情報を対象として、建設業法に基づく「作業員名簿」に記載される情報を基礎とした、以下の①から④に関する情報を取り扱う。

- ① 技能労働者の工事履歴
- ② 技能労働者の資格
- ③ 技能労働者の研修受講履歴
- ④ 技能労働者の各種保険加入状況

さらに、これらの蓄積した情報(以下、「実績情報」という。)については、利用者間において共有し、活用する。

#### 1. 5. システムに実現すべき機能及び期待される効果

以上を踏まえ、“建設技能労働者の技能の「見える化」システム”を以下の機能を有するシステムとして構築する。

- ① 本システムは、本システムの構築目的の主体である“建設技能労働者”、“建設工事業者”が蓄積した自らの情報を簡易に確認するために、実績情報を属性情報により区分、検索し、必要に応じその結果を加工して表示することを基本機能とする。
- ② 前項の機能のため、本システムは四項目の“実績情報”及び実績情報を検索、区分するための補助情報である“マスタ情報”をDBとして保持する。
- ③ 前項の各情報を入力する際にその内容の真正性を確認する。真正性確認については、可能な限り一次情報を参照した自動チェックにより行う。一次情報との自動チェックが実現できない場合は、次善の方法による。
- ④ マスタ情報については、入力された情報の真正性を確認の上で、それぞれの情報の主体にIDを付与する。ただし、建設技能労働者に関しては、真正性の確認を十分に行えない場合であっても、一定の制限のもとに仮IDを付与できる機能を持たせる。
- ⑤ 本システムの利用者は、本システムのIDを取得した“建設技能労働者”と“建設工事業者”を原則として、各々に属する実績情報を用いた利用が行えるものとする。また、利用できる情報の内容を制限した上で、前記以外の者の利用が可能となる機能を備える。

これにより、本システムを利用することで期待される効果は以下のとおり。

- ① 建設技能労働者
  - ・ 今まで十分雇い主に伝えられなかった保有する各種資格や経験などを一覧できる形で網羅的に提示することが可能となり、技能に見合った適正な評価と待遇につながる。
  - ・ 自分の経験等を一覧できるようになることで継続的スキルアップに向けたインセンティブになる。

## ② 建設工事業者

- ・ 技能労働者の資格や経験等が明確となって、評価・採用が行いやすくなり、優秀な技能労働者の確保につながる。
- ・ 作業員名簿の作成や社会保険等の加入状況の確認など労務管理業務の効率化・省力化が可能となる。
- ・ 法定福利費を確保するための技能労働者の加入状況を元請に示すことが可能となる。

## ③ 建設工事業者(現場管理を行う元請業者)

- ・ 優秀な技能労働者を雇用する施工能力の高い専門工事業者を把握しやすくなる。
- ・ 下請企業の施工体制台帳等管理書類の作成や下請企業に対する社会保険等加入指導業務が効率化・省力化される。
- ・ 当該工事に従事する技能労働者が明確になることから、発注者に対して必要な法定福利費の請求を行いやすくなる。

## ④ 発注者

- ・ より広い人材を擁する企業による施工が可能となる。
- ・ 社会保険などの法令を遵守した施工体制の確保が可能となる。
- ・ 受注者から請求される法定福利費がどう配分されるか把握することが可能となる。

本システムでは、蓄積した情報を全て同列に扱うことを原則として、建設技能労働者から見た事業者別による制限、建設工事業者から見た技能者別による制限をシステム利用に際して生じさせないととする。

なお、本システムでは、システムで蓄積する情報の入力及び蓄積された情報の確認に既存のシステム、利用者の所持する機材等を活用し、かつ利用者に情報の入出力作業を極力意識させない仕組みを取り入れる。

## 2. 対象情報

---

技能労働者が適正な評価と待遇を受けられる環境の整備に資するため、本システムでは、技能労働者の「工事履歴」、「保有資格」、「研修受講履歴」、「社会保険加入状況」を主な対象情報として取り扱うこととする。

対象情報で類型化が可能な情報についてはコード化を行い、既にコード番号等が付与されている情報については当該コードそのものを記録することを原則とする。

### 2. 1. 技能労働者の工事履歴

建設技能労働者の建設工事施工履歴(いわゆる就業履歴)は、本システムの構築基本理念を実現するための基礎となる情報である。

工事履歴に関する情報としては、工事施工業務の内容、実務経験期間(日単位、時間単位)を必須情報として記録する必要がある。なお、氏名、住所、電話番号、生年月日、雇用事業者についてはマスタ情報として記録されるので、個々の工事履歴に含む必要は無い。

記録した情報から、技能労働者の施工経験情報として利用可能な形式に加工するために、工事施工業務の内容等についてはコード化して記録する必要がある。

また、経験内容の評価に本システムを利用するためには、工事施工業務の内容ごとに客観的な評価指標を設定し評価区分を定めた上で、コード化して記録する必要がある。

### 2. 2. 技能労働者の保有資格

建設技能労働者の保有する建設工事施工業務に関連する資格は、2. 1. 工事履歴を補完し、経験評価の一助とすると同時に、技能者本人の持つスキルを明確化する情報である。

資格には、以下の情報が含まれる。

資格等の区分	証明書	証明書の記載事項
免許	「免許証」(安衛法)	免許の種類、写真、免許証番号、氏名、生年月日、性別、本籍地、交付年月日、交付局、住所、取得年月日、有効期限(安衛則における様式)
技能検定	「合格証書」(職業能力開発促進法)	検定職種、番号、技能士の名称、氏名、生年月日 (職業能力開発促進法施行規則における様式)
登録基幹技能者	「登録基幹技能者講習修了証」(建設業法施行規則)	登録基幹技能者講習の種目、顔写真、修了証番号、氏名、生年月日、修了年月日(建設業法施行規則における様式)
技能講習	「技能講習修了証明書」(安衛法)	技能講習の種類、氏名、生年月日、本籍地、番号、修了証の交付年月日(安衛則における様式)
技術検定	「合格証明書」(建設業法)	合格した検定の種類、氏名、本籍、合格証明書番号、合格年月日、大臣名、顔写真(施工技術検定規則における様式)

ここで保有資格情報として蓄積対象とする資格の範囲は、建設工事施工に直接関連性がある資格に限ることとするが、普通自動車免許、無線技士免許等のように比較的一般的な資格で建設工事現場でも活用されている資格の取扱いについても拡張性を考慮する。

### 2. 3. 技能労働者の研修受講履歴

建設技能労働者の研修受講履歴は、前項の保有資格と同様に2. 1. 工事履歴を補完し、経験評価の一助とすると同時に、技能者本人の持つスキルを明確化する情報である。

なお、名称は「～研修」となっていても、研修受講により一定の資格、地位が与えられる場合には研修履歴とはせず、保有資格として取り扱う。

研修履歴には、以下の情報が含まれる。

研修等の区分	根拠	証明書の発行	情報項目(本システムでの利用項目を抜粋)
公共職業訓練	職業能力開発促進法(第29条の3)	修了証書	受講した研修の種類、氏名、修了した職業訓練の種類、訓練課程、訓練科の名称及び総訓練時間等、修了証書を交付するものの氏名又は名称、交付年月日
特別教育	労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36～39条、	なし(事業主は、特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、3年間保存しなければならない。)	受講した研修の種類、氏名(、受講日、所属※)
職長・安全衛生責任者教育 (安全衛生教育)	労働安全衛生法等	職長・安全衛生責任者教育修了証(カード)(教育実施者は、教育修了者名簿を作成し、保管すること。)	受講した研修の種類、氏名(、受講日、所属※)
新規入場者教育	労働安全衛生法等	なし	受講した研修の種類、氏名(、受講日、所属※)

研修受講履歴として蓄積対象とする研修の範囲についても資格と同様に、建設工事施工に直接関連性がある研修に限るが、対象研修の範囲についても拡張性を考慮する。

## 2. 4. 技能労働者の各種社会保険加入状況

建設技能労働者の各種社会保険加入状況は、社会保険未加入問題において活用するために三社会保険(健康保険、年金保険、雇用保険)の加入状況を蓄積し、元請事業者の確認業務の省力化を図ることとしているものであり、「見える化」システムとしては二次的利用に位置付けられる。

他の実績情報とは異なり、直接“技能の「見える化””に関連する情報ではなく、他の情報との関連性も低いため、システム内で独立した扱いを行うことができる。

保険加入状況には、以下の情報が含まれる。

保険種別	保険名称	情報項目(本システムでの利用項目を抜粋)
健康保険	健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険	加入保険種別、加入保険名称、氏名、被保険者証の番号、被保険者資格取得届の提出日、被保険者資格喪失届の提出日
年金保険	厚生年金、国民年金等	加入保険種別、加入保険名称、氏名、被保険者証の番号、被保険者資格取得届の提出日、被保険者資格喪失届の提出日
雇用保険	雇用保険、日雇保険	加入保険種別、加入保険名称、氏名、被保険者番号被保険者資格取得届の提出日、被保険者資格喪失届の提出日

社会保険加入状況の確認の省力化には、各保険者の持つ一次情報を参照する必要がある。

保険者資料の参照ができない場合は、現在の確認方法を踏襲することになるが、技能者又は事業者情報として、見える化システム登録情報を常に最新のものとすれば、入場時の確認業務を大幅に省

力化することができる。

## 2. 5. マスタ情報

マスタ情報は、四項目の実績情報を区分・管理するための基礎情報として本システムに入力、保持する情報である。建設技能労働者、建設工事業者、建設工事現場、建設工事請負契約を個別に区分認識するための最小限の事項で、かつ変更が生じる頻度が低い情報を登録し、それぞれユニークなコードを登録番号として付与する。

マスタ情報は、実績情報四項目のいずれにおいても、共通して必要とされる情報を抜き出しておくことにより、実績情報入力の簡略化を図り情報の表記を統一する。

「マスタ情報」は、下記を対象とする。

- ① 建設技能労働者(技能者情報)
- ② 建設工事業者(事業者情報)
- ③ 建設工事現場(現場情報)
- ④ 建設工事請負契約(契約情報)

情報主体	入力行為者※	想定される入力事項
建設技能労働者	本人	氏名(よみがな)、生年月日、性別、現住所(住民登録による)、ほか
建設工事業者	本人	商号、代表者氏名、所在地(登記上の本店)、ほか
建設工事現場	建設工事業者 (当該現場の管理者)	所在地(管理事務所所在地)、請負事業者名、発注者名、ほか
建設工事請負契約	建設工事業者 (当該契約の請負者)	契約の名称、請負建設事業者名、発注者名、契約額、工事開始年月日、工事完了年月日、ほか

※ 「入力行為者」には、入力行為者から入力の依頼を受けた代行入力者を含む。

### **3. 業務内容**

---

本システムでは、“1. 業務・システムの概要”で述べた四項目の実績情報とこの実績情報を区分するキーとなるマスタ情報を登録、DBに蓄積し、これらを相互に関連付けて整理することにより、目的とする情報を抽出する。

この項では、システムへの情報の入力・蓄積と蓄積した情報等の利用について述べる。

#### **3. 1. システムで必要とする情報の蓄積**

本システムで蓄積する情報は、大きく二種類に区分することができる。

一つは、システム本来の目的である四項目の実績情報(“2. 1—2. 4.”参照)であり、もう一つが以下に述べる「マスタ情報」(“2. 5.”参照)である。

##### **3. 1. 1. マスタ情報の登録**

マスタ情報については、それぞれの入力情報の真正性を確保するために、入力しようとする情報の裏付け(資料の形式は問わない。)を第三者が確認しつつシステムに入力し、登録する必要がある。

入力情報の一次情報をシステムが直接に参照して照合するシステム間の連携が確立すれば、マスタ情報の真正性を確保した上で、システムへの入力(修正、削除等も含む。)を可能とする。ただし、システム間の連携が確立するまでの間は、一次情報を確認して第三者が入力する。

###### **3. 1. 1. 1. 技能者による登録**

マスタ情報のうち技能者が所有し登録できる情報は、技能者情報のみである。

ただし、3. 1. 1. で述べたとおり、真正性の確保が必要な情報は、基本的にその内容を証明する情報との突き合わせ確認を行った上で入力する必要があるので、システム間の連携が確立するまでは技能者が直接システムに情報を入力することは認められない。

システム構成はシステム間の連携が確立した後の状況に対応できる構造とする。

###### **3. 1. 1. 2. 事業者による登録**

建設工事事業者は技能者情報の適正な入力者とは言えない。また、自らの情報である事業者情報の入力も、技能者と同様に認められない。

###### **3. 1. 1. 3. 代行機関による登録**

システムに入力すべき内容が確定し、その裏付け証明書類等が揃っている場合には、システムへの入力を第三者へ委託することが可能となる。

###### **3. 1. 1. 4. 外部DBとの連携による自動登録**

技能労働者の工事就労履歴、資格、研修受講履歴、保険加入状況に係る情報の一部については、現にICTを利用した情報管理を行っている機関がある。

本システムにおいても、このような情報管理を行っている機関と、以下の目的において、情報を電子的に授受する機能を実現することを目指す。

- オリジナル情報との照合確認により、情報の最新性及び真正性を確認すること。
- 情報の登録・更新業務の効率化を図ること。

このために、各機関と調整、合意の上、隨時、連携機能を整備することとする。

オリジナル情報の代表例として次表のような情報が想定される。

区分		オリジナルデータの管理者		データの所在
工事履歴		事業者		コリンズ／テクリスセンター、各社社内情報システム、ASPサービス等
資格	免許	都道府県労働局		—
	技能検定	厚生労働省、都道府県知事	技能士台帳 (都道府県または指定試験機関)	
	登録基幹技能者	登録基幹技能者講習実施団体	登録基幹技能者データベース ((一財)建設業振興基金、基幹技能者資格運営団体)	
	技能講習	登録教習機関	技能講習修了者データベース (登録教習機関から発行事務局に対する情報提供は任意)	
	技術検定	国土交通大臣		—
講習受講履歴		事業者	各社社内情報システム、ASPサービス等	
保険加入状況	健康保険	健康保険組合	建設連合国民健康保険組合等	—
		協会けんぽ	全国健康保険協会	—
		建設国保(国民健康保険)	全国建設工事国民健康保険組合	—
	年金保険	厚生年金	都道府県建設業厚生年金基金	日本年金機構(厚生労働省年金局)において「社会保険オンラインシステム」の一部として統合、「記録管理システム」を整備予定
		国民年金等	日本建築業国民年金基金	
	雇用保険	雇用保険	厚生労働省	「ハローワークシステム」の一部として統合、「雇用保険サブシステム」を整備予定
		日雇保険		

なお、連携の方法については、一例として、以下が挙げられる。

- ・ 複数データベースの同期化
- ・ 共通書式データファイルを介したデータ交換
- ・ 技能労働者ID等の連携によるデータ抽出

### 3. 1. 1. 5. 入力の方法

情報の入力については、入力する情報の内容により様々な方法が考えられる。

可能な限り自動化を進め、入力者の能力・条件に応じて入力方法を選択できるようシステムを構成する。

### 3. 1. 2. 技能者情報の登録

本システムを利用する工事現場へ入場し、就業しようとする建設技能労働者は、あらかじめ自らの情報を「技能者情報」としてシステムへ登録し、技能者IDを取得する。

技能者情報登録時には、必須情報三項目に現住所を加えたものにより個人特定を行う。

技能者については、現場登録の要望が多く、IDの即時発行の機能が必要であるが、入力した情報の真正性が確認されていないことから通常の登録情報と同列の取扱いとすることはできないので、仮登録情報として区分して管理する。

### 3. 1. 3. 事業者情報の登録

自ら管理する工事現場で本システムを利用しようとする建設事業者、及び本システムを利用する工事現場の業務を請け負おうとする建設事業者は、あらかじめ自らの情報を「事業者情報」としてシステムへ登録し、事業者IDを取得する。

なお、事業者登録ではID即時発行を行わない。

事業者IDは、独自の体系によるコードを設定する。

### 3. 1. 4. 現場情報の登録

事業者IDを取得した事業者が、自ら管理する建設工事現場で本システムを利用しようとする場合は、あらかじめ利用しようとする現場の「現場情報」をシステムに入力し、現場IDを取得する。

技能者の入退場管理にGPSシステムを利用する場合には、あらかじめ工事現場の位置が確定されなくてはならないので、現場情報として工事現場所在地(標準的な測地系における位置情報)の登録が必要である。

登録した工事現場に、技能者IDを取得した技能者が入場し、就労した場合には、工事履歴に現場情報を関連付けて蓄積する。

### 3. 1. 5. 契約情報の登録

システムに入力された、建設工事に関する経歴情報に当該工事に関する契約関係の情報を付加するための情報。基本的に建設工事を請け負った側が登録する。

契約情報に基づき各契約について契約IDを取得し、各契約ID間の請負関係をシステム上で管理することにより、分割発注された建設工事等、同一現場内に複数の管理関係が存在する場合等に工事経歴の把握を容易とする。

### 3. 1. 6. 実績情報

蓄積すべき情報四項目は、技能者の実績に係る情報であるが、このうち、工事履歴を除く三項目は、基本的に技能者個人に属する情報であること、さらにこれら三項目は、情報原本を管理する者が存在するという点で工事履歴と大きく異なる。

したがって、この三項目については、工事履歴と基本的な取扱い基準を区分する。

#### 3. 1. 6. 1. 実績情報の入力

システム間連携が確立するまでの期間においては、実績情報のうち工事履歴を除く三項目は、入力しようとする情報の裏付け証明(資料の形式は問わない。)を第三者が確認しつつシステムに入力する必要がある。システム連携確立後は証明書類は不要となる。

工事履歴については、基本的には当事者の入力を前提とする。

#### 3. 1. 6. 2. 工事履歴の登録

工事履歴情報として入力が必要な事項は、基本的に工事現場への入場時刻、作業内容、工事現場

からの退場時刻である。これら工事履歴情報は、一次情報として取得する運用を基本とする。このためには、システムへの情報入力を入退場の時点で行えるゲート設備は、全ての現場に備えることが望ましい。なお、一次情報として取得された履歴については、情報の真正性確認は行わない。

工事履歴の入力は、前記のような自動入力によらないと、全て即時入力とすることは難しいため、一定期間の情報をまとめて入力する等即時入力に代わる簡易な手段を用意する

### 3. 1. 6. 3. 保有資格、研修受講履歴、社会保険加入状況の登録

保有資格、研修受講履歴及び社会保険加入状況については、マスタ情報の入力と同様、証明書類により真正性を確保する。これらの情報は、技能者情報と同時に登録することもできる。登録された情報の更新についても同様の手順を踏む必要がある。

これらの情報は技能労働者が自由に登録・更新を行えるようにした上で、確認が行われていない情報は参考データとして取り扱うこととし、第三者が証明書類を確認した時点で情報を有効化する。

### 3. 2. システムに登録された情報の管理

システムに登録された情報は、長期にわたって常にアクセス対象となる。したがって、登録された情報は常に万全の状態で保持されなければならない。これはメンテナンス時、トラブル復旧時においても同様であるので、システムの冗長性確保、DBデータのバックアップ体制とトラブル時の速やかな復旧方法の確立は重要な事項となる。

#### 3. 2. 1. IDの管理

本システムでは、四項目の実績情報の入力時には、実績情報の所在、関連を明らかにするために、「マスタ情報」登録時に取得するIDを必ず入力情報に関連付けて記録する。

システムの利用者はIDを利用してことで、実績情報の検索等を簡易に行うことを可能とし、同一IDに属する情報を網羅的に参照可能とする。

#### 3. 2. 2. マスタ情報IDの一意性の確保

マスタ情報の登録により付与されるIDは、システム内の情報を一意に特定するために用いられる。

マスタ情報の登録にあたっては、異なる者に同一のIDを付与するがないようにする。

### 3. 3. システムで蓄積した情報の利用

本システムに入力される情報は、建設技能労働者の技能に関する情報を体系的・網羅的に表示するため蓄積するものである。

ただし、本システムを使用せずに就労関連情報を蓄積している事業者へ対応するため、他の就労管理機能を持つシステムとのデータレベルでの互換機能を用意する。このため、他の就労管理機能を持つシステムとのデータ交換(他システムへの入力を想定した本システム蓄積データの部分的切り出し、及び他システムで作成したデータと本システム蓄積データのマージ機能)のため、本システムの持つマスタ情報を含む情報の外部出力機能は実装する。

#### 3. 3. 1. 技能者本人への情報提供

技能労働者本人が適正な評価と待遇を受けやすくなるよう見せ方を工夫しながら、いつでも自己的情報を閲覧し、活用できるようにする。

閲覧、活用方法の一例として、以下の機能が挙げられる。

- ・ 保有する資格等の経歴について、一覧形式で閲覧する機能
- ・ 履歴書や実務経験証明書等の作成を支援する機能

### 3. 3. 2. 事業者への情報提供

登録された技能労働者情報は、一定の条件を満たす事業者が一定の目的のために隨時閲覧することを可能とする。

閲覧できる企業の範囲については、技能労働者本人の意志確認を前提として、以下の範囲とする。

- ① 当該技能労働者を直接雇用する建設企業
- ② 当該技能労働者に係る労務管理業務を行う元請企業
- ③ 当該技能労働者が従事する建設工事の発注者

また、登録された技能労働者情報の開示範囲についても、技能労働者本人の意志確認を前提として、以下に挙げる目的ごとに設定可能とする。

- ① 技能労働者の適正な評価と処遇を図ること
- ② 作業員名簿や施工体制台帳などの管理書類の作成業務の省力化
- ③ 元請・下請における労務管理業務の効率化
- ④ 建設工事の適正な施工の確保の確認

自社の関係しない情報の閲覧については、システム利用者であっても第三者利用として取り扱う。

### 3. 3. 3. 国土交通省(発注者及び第三者)への情報提供

システムの利用者ではない者の閲覧については、基本的な原則は上記二者の利用に準ずる。ただし、非公開設定とされている工事関係情報については一切表示しない。(情報の存在も非表示とする。)

本システムに蓄積している情報の閲覧を希望する、本システムのIDを持たない者は、利用の希望を申し出ることにより情報の閲覧を認める。

利用希望の申し出に際しては、原則としてシステム利用者ID付与時に確認する事項に準じた確認を行い、閲覧者として問題がないこと確認の上で、期限付き閲覧IDを付与する。

また、閲覧ID付与時に規定の利用料金を徴収する。なお、閲覧はオンラインに限ることと、システムの備える機能は指定の機能以外使用できないこととする。

### 3. 3. 4. 共通的な事務処理の支援

本システムでは、建築業法に基づく、作業員名簿の作成業務を支援するため、技能労働者情報の検索、帳票作成等の事業者が共通的に行う事務処理を支援する機能を整備する。

### 3. 3. 5. 技能労働者の検索

事業者が求める技能を有する技能者の検索を、事業者の雇用者のみならず、非雇用者や他の事業者の雇用者までも対象として横断的に行えるような機能を整備する。

### 3. 4. データの標準化

技能労働者情報の電子化に際しては、これを利用する各制度に基づく業務の特性を踏まえつつ、業務横断的に共通化すべき情報項目を基本情報として統一化を図るとともに、各制度に基づく業務間での情報交換を電子的な手段で効率的に行えるよう、情報項目名、コード、項目順、ファイル書式、

通信方式等についても標準化を行う。

### 3. 5. 情報システムの安全性、信頼性の確保及び個人情報の保護

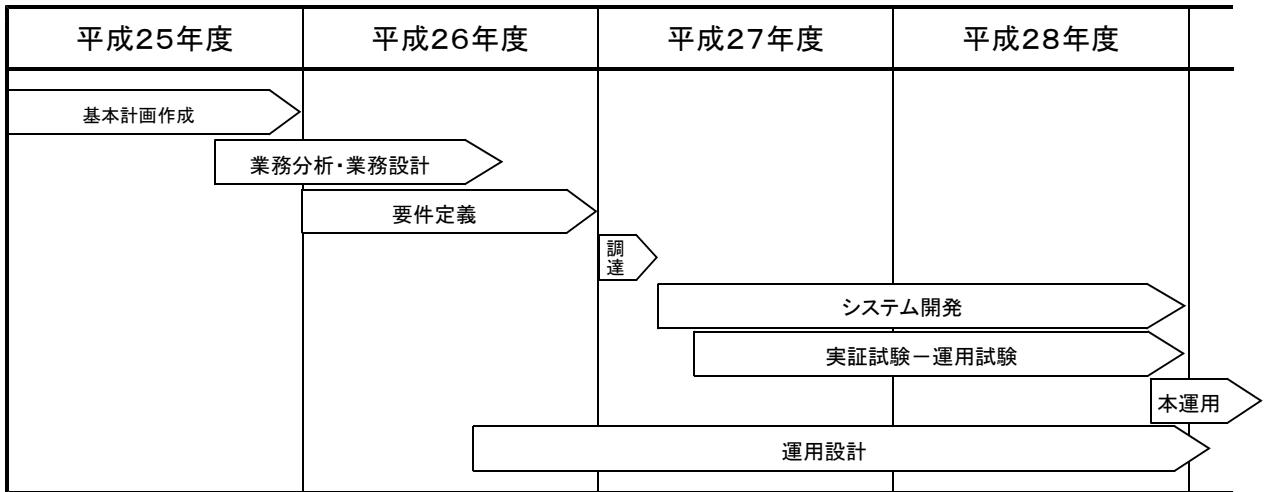
本システムでは、技能労働者の個人情報を取り扱う点に留意するとともに、内外からの不正侵入等を防ぐため、利用者の認証、情報へのアクセス制御、アクセス記録、情報の暗号化及びウィルス対策等の技術的なセキュリティ要件のほか、人的セキュリティ及び物理的セキュリティについても対策を講じ、安全性、信頼性を十分に確保する。

#### 3. 5. 1. 技能労働者情報閲覧履歴の記録

本システムでは、技能労働者の個人情報が適切な利用者により適切に利用されていることを技能労働者に対して担保することが重要である。このため、技能労働者から要求あった場合に利用履歴を開示するため、及び、技能労働者自身がシステムにログインして利用履歴を確認できるようにするために、当該技能労働者の情報の利用者、利用日時、利用目的などの利用履歴を記録する。

## 4. 工程表

### 4. 1. 開発スケジュール概要



### 4. 2. 開発、運用について

システムの開発・構築並びに本運用開始後の運営業務は同一の者(以下、「運営主体」という。)が中核となって実施する。

運営主体は、システムの不具合修正、機能更新等のような、高頻度かつ高緊急度のシステム関連業務を適格に処理する必要が想定されるので、これらの業務を適宜迅速に処理できる体制を整える。

運営主体はシステムに関する管理運営業務の全般を担当することとなるが、具体的な主要業務としては以下の内容を想定している。

- ・ システムに係るハードウェア、ソフトウェアの稼働維持、保守管理
- ・ システムデータの管理
- ・ システム利用者の管理
- ・ 利用者等に対する周知・広報、利用者サポート(問い合わせ窓口の設置等)

## **5. その他**

---

基本計画に記載した事項の実施に際しては、基本計画本文記載の内容のほか、以下の事項に代表される様々な事項を考慮し円滑かつ可能な限り無駄を生じない事業進行を目指す。

### **5. 1. システム開発方式**

本システムは、同種のシステムの先行例が少ないため、システム開発・構築プロセスにおいて相当の手戻りが発生することを前提とした開発プロセス、スケジュールを採用する。

また、システム構築と運用設計について、専門的に検討を進めることができる体制を確保する。

### **5. 2. 関係者の関与について**

運営主体やコスト負担等、システム運用の基礎となる体制に関して、関係各者の関与の範囲を検討し、具体的な区分を明らかにする。また、検討にあたっては、システムが継続、長期間に運用することが可能となるよう考慮する。

#### **5. 2. 1. 運営主体**

4. 2. に示したとおりシステムの円滑かつ有効な運営には、明確な条件が要求される。これらの要件を備え得る(既に備えているか、将来的に備えることが可能かは問わない)主体がどの様なものであるかについて具体的な検討が必要である。

#### **5. 2. 2. コスト負担**

システムに係るコストについては、「開発費」と「運営費」の概算が明らかになった時点で、利用者(及び受益者)に負担メリットがあるかを見極め、負担の内容を明確化する。

#### **5. 2. 3. 制度的サポート**

社会保険情報を保険者から直接入手する等、将来的に公的なDBと連携を行う際には、何らかの制度的な手当が必要になることが考えられる。このような視点から国の関与、各業界団体の関与について、明示する必要がある。

#### **5. 3. ソースコードの公開**

見える化システムのプログラムは、オープンソースとすることも検討する。

検討にあたっては、オープンソースとするための前提条件を十分に把握し、メリットとデメリットを具体化したうえで、メリットをより効果的に活用し、デメリットの影響を排除する具体的方策を明示し、実践に結びつける。

**技能労働者の技能の「見える化」システム基本計画書**

ver.1.00 平成26(2014)年3月31日

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課専門工事業・建設関連業振興室